

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市佐渡地域医療連携ネットワーク利用料
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	病院、医科診療所、歯科診療所、薬局、介護施設等が同意を得た市民についての情報を共有し、安全で質の高い医療及び介護サービスを提供する体制を構築することを目的に、佐渡地域連携ネットワークシステム（さどひまわりネット）の加入促進を目指すため、さどひまわりネットの利用料に要する経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	さどひまわりネットを新規加入で利用する介護施設等
補助対象経費	さどひまわりネットに係る6か月分の利用料
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	さどひまわりネットに係る6か月分の利用料
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	さどひまわりネットに係る6か月分の利用料
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	年間3事業者の加入と3年間の継続加入
	○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可
※数値目標の設定検証	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 安全で質の高い医療及び介護サービスを提供する体制を後押しするために行う事業であるため、費用対効果は算出できない。
補助制度開始	平成29年4月1日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 介護施設等に直接案内する
事業担当 （担当部署） （電話番号）	高齡福祉課 高齡福祉係 0259-63-3790